

新庄寺（長浜）県営住宅建替事業

基本協定書(案)

令和2年4月20日

滋賀県

## 新庄寺（長浜）県営住宅建替事業 基本協定書

新庄寺（長浜）県営住宅建替事業（以下「本事業」という。）に関して、滋賀県（以下「甲」という。）と、●、●、●および●（以下これらの企業を合わせて「乙」という。）は、次のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙が本事業にかかる入札において落札者として決定されたことを確認し、甲乙間の新庄寺（長浜）県営住宅（以下「本施設」という。）の施設整備業務、入居者移転支援業務およびそれらに付随関連する事項に関することを定める事業契約書（以下「事業契約」という。）の締結に向けた甲乙双方の義務、その他必要な事項を定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

第2条 甲および乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 乙は、事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における甲および審査委員会の要望事項または指摘事項を尊重するものとする。

### （業務の委託、請負）

第3条 本事業に関し、(1)施設整備業務のうち、(イ)設計に関する業務を[●]が、(ロ)建設および解体撤去に関する業務を[●]が、(ハ)工事監理業務を[●]が、(2)移転支援業務を[●]が、それぞれ事業契約の規定に基づき担当するものとし、担当業務を第三者に行わせる場合であっても、事業契約に定める条件を遵守するとともに、担当業務の全部を第三者に行わせてはならない。

2 乙は、前項の各業務を誠実に遂行するものとする。

### （事業契約）

第4条 甲および乙は、本事業に係る事業契約の仮契約を、本協定締結後、令和3年2月上旬を目途として、甲と乙の間で締結するものとする。

2 前項の仮契約は、事業契約の締結について滋賀県議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、乙を構成する企業のいずれかが本事業の入札について次の各号の一に該当するとき、甲は、事業契約に関し、仮契約または本契約を締結しないことができるものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙を構成する企業のいずれかに違反行為があったとして私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項もしくは第 2 項（独占禁止法第 8 条の 2 第 2 項および第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項もしくは第 3 項、第 17 条の 2 または第 20 条第 1 項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙を構成する企業のいずれかに違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項および独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
  - (3) 乙を構成する企業のいずれか（乙を構成する企業が法人の場合にあっては、その役員または使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 または同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。
- 4 乙を構成する企業のいずれかが本事業の入札について前項各号の一に該当するときは、甲が事業契約の仮契約または本契約を締結するか否かに関わらず、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額ならびにこれに係る消費税および地方消費税の 20 パーセントに相当する金額を賠償金として甲に支払う義務を連帯して負うものとする。
  - 5 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。この場合、かかる乙の超過額債務も連帯債務とする。
  - 6 甲および乙は、事業契約成立後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

#### （反社会勢力の排除）

第 5 条 甲は、乙を構成する企業の役員等（乙を構成する企業の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。以下本条において同じ。）または乙を構成する企業の経営に実質的に関与している者が次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。甲が本協定を解除したときは、事業契約に関し、仮契約を締結せずまたは仮契約を解除する。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）であると認められるとき。
- (2) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

られるとき。

(5)暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- 2 乙を構成する企業の役員等または乙を構成する企業の経営に実質的に関与している者が前項各号の一に該当するときは、甲が事業契約の仮契約または本契約を締結するか否かに関わらず、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額ならびにこれに係る消費税および地方消費税の10パーセントに相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、甲が被った損害のうち当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務とする。
- 3 前2項の規定について、事業契約の本契約の締結後においては反社会勢力の排除は事業契約第[71]条第2項で取り扱われることに鑑み、その適用は事業契約の本契約の締結までとする。

#### (入札参加資格の喪失)

第6条 本協定締結の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間、乙を構成する企業のいずれかが本事業の入札に係る入札説明書に定める入札参加者の参加資格要件を欠くに至った場合、甲は乙と事業契約の仮契約または本契約を締結しないことができる。

- 2 甲は、前項により乙と事業契約の本契約を締結しないときは、締結済みの事業契約の仮契約を解除する。
- 3 甲は、第1項により乙と事業契約の仮契約または本契約を締結しないときにおいても、乙に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- 4 第1項に定める場合のうち代表企業以外の乙の構成員業が参加資格要件を欠くに至ったときにおいて、乙が参加資格を欠いた構成員に代わって参加資格要件を有する構成員を補充することを申請し、甲が参加資格要件の確認および乙の事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断して乙の申請を認めたときは、甲は乙と事業契約を締結することができる。なお、この場合の補充する構成員の入札参加資格確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格を欠いた日とする。

#### (準備行為)

第7条 事業契約成立前であっても、乙は、自己の責任および費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協

力するものとする。

(事業契約の不調)

第8条 事由の如何を問わず事業契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に甲および乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とする。

2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らなかった場合には、事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第8条の定めは有効とし、甲乙はこれに拘束されるものとする。

(救済措置)

第10条 乙の構成員のいずれかが本事業の入札について第4条第3項各号の一に該当するときは、甲は、事業契約の定めるところに従って事業契約を解除できるものとする。係る事業契約の解除により、事業契約の条項に基づき乙が違約金を支払ったときは、第4条第4項に基づく違約金の支払いを乙に対し請求できないものとし、また、事業契約の定めるところに従って乙が甲の損害の一切を賠償した場合には、第4条第5項の超過分についても乙に対し請求できないものとする。

(秘密保持等)

第11条 乙は、本事業に関して甲から開示されたすべての情報のうち次の各号に掲げるものの以外のも(以下「秘密情報」という。)について守秘義務を負い、当該情報を漏らしはならない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 甲から開示を受ける以前に既に乙が自ら保有していた情報
- (3) 甲がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 甲から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
- (5) 甲から開示を受けた後乙の責めによらないで公知となった情報
- (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (7) 甲が法令または情報公開条例等に基づき開示する情報

(8) 甲が議会の請求に基づき開示する情報

2 乙は、本協定の履行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

3 乙から委託を受けた者およびその者から更に委託を受けた者による第1項および前項の違反は、乙による違反とみなす。

4 乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

5 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

6 甲は、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

7 乙は、本協定の履行に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 甲および乙は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、大津地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、または本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を●通作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(甲) 滋賀県大津市京町4丁目1番1号  
滋賀県  
滋賀県知事 三日月大造

(乙) (代表企業)・(構成員)

[住 所]

[企業名]

[代表者]

(構成員)

[住 所]

[企業名]

[代表者]

(構成員)

[住 所]

[企業名]

[代表者]

(構成員)

[住 所]

[企業名]

[代表者]